

第8回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成27年11月30日 13:30~14:30																							
2. 場 所	銚路市役所 第3委員会室																							
3. 出席委員	<table><tbody><tr><td>1番 吉田 重喜委員</td><td>2番 河崎 忠委員</td><td>3番 田井 博行委員</td><td>4番 福西 範委員</td><td>5番 田井 克廣委員</td><td>6番 三木 均委員</td></tr><tr><td>7番 浅野 徳昭委員</td><td>8番 熊坂 隆雄委員</td><td>9番 野村 照明委員</td><td>10番 佐藤 裕司委員</td><td>11番 松下 裕幸委員</td><td>12番 佐藤 泰正委員</td></tr><tr><td>13番 細川 裕委員</td><td>14番 菊池 隆委員</td><td>15番 村上 正人委員</td><td>16番 松永 征明委員</td><td>18番 菊池 利治委員</td><td>20番 稲場 洋二委員</td></tr></tbody></table>						1番 吉田 重喜委員	2番 河崎 忠委員	3番 田井 博行委員	4番 福西 範委員	5番 田井 克廣委員	6番 三木 均委員	7番 浅野 徳昭委員	8番 熊坂 隆雄委員	9番 野村 照明委員	10番 佐藤 裕司委員	11番 松下 裕幸委員	12番 佐藤 泰正委員	13番 細川 裕委員	14番 菊池 隆委員	15番 村上 正人委員	16番 松永 征明委員	18番 菊池 利治委員	20番 稲場 洋二委員
1番 吉田 重喜委員	2番 河崎 忠委員	3番 田井 博行委員	4番 福西 範委員	5番 田井 克廣委員	6番 三木 均委員																			
7番 浅野 徳昭委員	8番 熊坂 隆雄委員	9番 野村 照明委員	10番 佐藤 裕司委員	11番 松下 裕幸委員	12番 佐藤 泰正委員																			
13番 細川 裕委員	14番 菊池 隆委員	15番 村上 正人委員	16番 松永 征明委員	18番 菊池 利治委員	20番 稲場 洋二委員																			
	(以上 18名)																							
4. 欠席委員	19番 大坂 博文委員 21番 成田 俊英委員																							
	(以上 2名)																							
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏 農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美</p>																							
	(以上 5名)																							
	<p>会議録署名委員の指名 18番 菊池 利治委員 20番 稲場 洋二委員</p>																							
	会期決定について 平成27年11月30日(1日)																							
6. 議事日程	<p>会務概要報告 報告第21号 現況証明願について(市街化区域) 議案第37号 現況証明願について 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について 議案第40号 農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について</p>																							
	(追加議案) 議案第37号 現況証明願について 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について 議案第41号 河川敷地利用権に係る許可申請について																							

議長 野村会長	それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。 お忙しいところ、お集まりいただきまして有り難うございました。 ただいまより、第8回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は18名です。 議事録署名人に18番、菊池利治委員、20番、稻場洋二委員を指名しますので、 よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日11月30日の1日といたします。
議長 野村会長	それでは、事務局より会務概要報告と当初議案分報告1件について、お願ひします。
事務局 坂井事務局長	それでは会務を報告いたします。 議案書の2ページ、3ページをご覧ください。 (別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)
議長 野村会長	ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	それでは次の報告第21号「現況証明願」について報告して下さい。
事務局 坂井事務局長	それでは、議案書の4ページにございます、報告第21号「現況証明願」について報告します。 登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。 しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっています。 今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。 最初に議案書5ページ表1番は、資料が6ページから8ページにございますが、公簿地目が牧場になっております、市街化区域内の[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m ² で、[REDACTED]所有地について、同氏の代理人の[REDACTED]より現況証明願があり、11月2日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、11月5日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に議案書5ページの表の2番ですが、資料は議案書6、9、10ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m ²

	で、所有者の[REDACTED]より現況証明願があり、11月5日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、11月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	以上、2件の市街化区域内の現況証明願について報告致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました、報告第21号「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。 それでは議案第37号「現況証明願」について事務局より提案してください。
事務局 坂井事務局長	それでは、議案書の11ページにございます、議案第37号「現況証明願」について提案致します。 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。 権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。 今回、当初議案6件、追加議案1件、計7件となっております。 まず、当初議案の釧路地区から4件、阿寒地区から1件、音別地区から1件の計6件、追加議案は、阿寒地区で1件の現況証明願の申請がありましたので、ご提案致します。 議案書12ページにございます表の1番ですが、資料は14ページ、15ページにございます。 当該土地は、農振区域外の公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m ² の土地で、所有者であります[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、11月9日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。 議案書12ページの表2番は、資料は14、16ページにございます。 当該土地は、農振区域外の公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m ² の土地で、所有者であります[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、11月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。 次に議案書12ページの表3番は、資料は14ページ、17ページにございます。 当該土地は、農振区域外の公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m ² の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、11月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

次に議案書12ページの表4番は、資料は14ページ、18ページにございます。当該土地は、農振区域外の公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、11月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

次に議案書12ページの表5番は、資料は19ページ、20ページにございます。当該土地は、農振区域白地の公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、事前に現況証明願について相談がありましたので、10月20日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

次に議案書13ページの表6番は、資料は21ページから24ページにございます。当該土地は、農振区域農用地及び混木林地は、[REDACTED]、農振区域農用地が[REDACTED]で、農振区域外が[REDACTED]、農振区域混木林地が[REDACTED]となっています。

公簿地目が原野となっているのが、[REDACTED]だけで、他の6筆は牧場となっています。

面積の合計は7筆で[REDACTED]m²の土地で、所有者であります、[REDACTED]氏より現況証明願がありましたので、11月19日、音別地区の農業委員6名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認を致しました。

最後に追加議案書2ページの表7番は、資料は追加議案書の3ページ、4ページにございます。

当該土地は、農振区域外の公簿地目が原野である、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、事前に現況証明願についての相談がありましたので、11月16日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

以上、7件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について7件の調査委員長から各報告を受け、そのあと一括して審議致します。

説明の順番は釧路地区、阿寒地区、音別地区の順で行います。

まず、釧路地区の1番を福西委員長から報告をお願いします。

委員

福西委員

申請のあった1番の土地は[REDACTED]の1筆、公簿地目が畑となっている[REDACTED]m²の土地で、農振区域外となっております。

所有者であります[REDACTED]から、現況証明願の提出があり、平成27年11月9日、釧路地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認致しました。

以上、報告致しますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

福西委員長、ありがとうございました。

次に釧路地区2番から4番の3件を、河崎委員長報告をお願いします。

委員
河崎委員

申請のあった2番、3番、4番の土地は、平成26年4月28日開催の第4期第23回総会において、現況は原野であると判断し、現況証明書を発行しましたが、申請者が地目変更登記を行わないまま有効期限が切れてしまったため、今回あらためて申請がなされたものです。

2番の土地は、[REDACTED]の1筆、3番の土地は、[REDACTED]の1筆、4番の土地は、[REDACTED]の1筆で、いずれも公簿地目が畠となっている[REDACTED]m²の土地で、農振区域外となっております。

それぞれの所有者であります、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]から、現況証明願の提出があり、平成27年11月13日、釧路地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認致しました。

以上、報告致しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

河崎委員長、ありがとうございました。

次に阿寒地区5番と7番の2件を、熊坂委員長報告をお願いします。

委員
熊坂委員

申請のあった5番の土地は、[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠となっている[REDACTED]m²の土地で、農振地域内白地となっております。

所有者であります、[REDACTED]より自宅新築のため事前に相談があったため、平成27年10月20日、阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

申請のあった7番の土地は、[REDACTED]の1筆、公簿地目が原野となっている[REDACTED]m²の土地で、農振区域内白地となっております。

所有者であります、[REDACTED]より事前に相談があったため、平成27年11月16日、阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、2件報告致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

熊坂委員長、ありがとうございました。

最後に音別地区6番を、吉田委員長報告をお願いします。

委員
吉田委員

番号6番について、調査報告いたします。

願出のあった土地は、[REDACTED]、他6筆、面積[REDACTED]m²で、公簿地目が原野と牧場となっており、土地の所有者、申請者とともに[REDACTED]より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成27年11月19日、音別地区委員6名及び事務局職員2名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

吉田委員長、ありがとうございました。

それでは、議案第37号「現況証明願」の1番から7番について一括審議します。質問、意見を求めます。

委員

菊池隆委員

公簿地目が原野となっている土地があるが、原野なのになぜ現況証明願が出されたのか。

事務局

阿部次長

現況地目が採草放牧地だったため、現況証明の扱いとなります。

議長

野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第37号「現況証明願」の1番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第37号「現況証明願」の1番から7番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より提案して下さい。

事務局

阿部次長

それでは、議案書25ページ目にございます、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回、追加議案書にも案件がございます。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書26ページの表の1番は、資料が議案書の27から32ページにございます

が、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他 9 筆、合計 [REDACTED] m² の農地について、ご子息の [REDACTED] に經營を移譲するため贈与を行うものであります。追加議案書 6 ページ、7 ページの表の 2 番は、資料が追加議案書の 8 から 16 ページにございますが、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他 41 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、ご息女の [REDACTED] に經營を移譲するため使用貸借を行うものであります。

以上、2 件の「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番について、調査委員長の稻場委員に報告を求めます。

委員

稻場委員

議案第 38 号の 1 番の「農地法第 3 条の規定による許可申請」について報告致します。

1 番の申請の内容は、[REDACTED] が所有する [REDACTED]、他 9 筆、合計 [REDACTED] m² の農地について、ご子息である [REDACTED] に經營を移譲するため、生前一括贈与を行うものです。

平成 27 年 1 月 13 日、阿寒地区農業委員 6 名及び事務局 2 名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第 3 条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

それでは、1 番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番については原案のとおり決定いたします。

次に、2 番について調査委員長の浅野委員に報告を求めます。

委員
浅野委員

議案第38号の2番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

2番の申請の内容は、[REDACTED]が所有する[REDACTED]、他41筆、合計[REDACTED]m²の農用地について、ご息女である[REDACTED]に経営を移譲するため、使用貸借を行うものです。

かねてより相談がありましたので、平成27年11月10日、釧路地区農業委員3名及び事務局2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

それでは、2番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書の33ページ目にございます、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回は、議案書の他に追加議案書にも案件がございますので、お手数ですが、議案書と追加議案書を合わせてご覧下さい。

今回、釧路地区で1件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の34ページ表の1番ですが、資料が議案書の35ページ、3

6ページにございます、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の内、他3筆、合計 [REDACTED]m²の農地について、[REDACTED]に、年間 [REDACTED]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、追加議案書の18ページ目の表の2番ですが、資料が追加議案書の19ページ、20ページにございます、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED]m²の農地について、[REDACTED]に [REDACTED]円で売買による所有権の移転を行うものです。

以上、2件の農用地利用集積計画についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長

野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入ります。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第40号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局

坂井事務局長

議案書の37ページになります議案第40号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」を致します。

農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会は、この報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回1件の報告がありました。

1番ですが、阿寒地区の[REDACTED]で、平成27年6月の決算期終了後の報告であります。報告は要請によりあったものです。

議案書38ページの農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を

	満たしております。
	以上の1件の農業生産法人について報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長 野村会長	ただいま事務局から報告がありました、議案第40号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたします。 それでは1番について質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第40号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長 野村会長	総数と認め、議案第40号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」については原案のとおり決定いたします。 それでは次に、追加議案書にあります議案第41号「河川敷地利用権に係る許可申請」について事務局より提案して下さい。
事務局 阿部次長	それでは、追加議案書21ページにございます、議案第41号「河川敷地利用権に係る許可申請」についてご説明致します。 本案件は河川法第34条の規定による権利譲渡の許可申請です。 河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには農業委員会の意見書を添付することになっております。 今回は、釧路地区で1件の許可申請がありました。 追加議案書の22ページの表の1番は、資料が追加議案書の23ページから27ページにございます。 北海道が管理する阿寒川の河川敷地で、[REDACTED]が採草放牧地として占用許可を受けている、[REDACTED]、[REDACTED]m ² について、経営譲渡に伴い、後継者であるご息女の[REDACTED]に権利を譲渡するものであります。 以上の1件についてご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 野村会長	それでは議案第41号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。 質問、意見を求めます。

委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	<p>質問がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第41号「河川敷地利用権に係る許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	
野村会長	<p>総数と認め、議案第41号「河川敷地利用権に係る許可申請」については原案のとおり決定いたします。</p> <p>この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。なければ、本日の総会を閉会致します。</p> <p>ありがとうございました。</p>

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年11月30日

議長 野村 照明

署名委員 前池 利治

署名委員 稲場 伸二